

山口市コミュニティバス運行（実証）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、次の各号の目的を達成するために運行するコミュニティバスの運行（実証運行を含む。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 市民の移動困難性の解消
- (2) マイカー社会からの転換
- (3) 地域コミュニティの活性化及び地域経済の活性化
（対象ルート）

第2条 コミュニティバス実証運行のルートは、次のとおりとする。

- (1) 大内ルート
- (2) 吉敷・湯田ルート
（運賃）

第3条 運賃は、1回乗車200円とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 未就学児童
 - (2) 山口市福祉優待バス乗車証制度対象者
 - (3) 別表第2に掲げる障害者
 - (4) 別表第3に掲げる児童福祉法の適用を受ける者
- 2 次に掲げる者の運賃は、無料とする。
- (1) 未就学児童
 - (2) 別表第1に掲げる山口市福祉優待バス乗車証制度対象の障害者及びその介護人（市長が介護人を必要と認める場合に限る。）
- 3 次に掲げる者の運賃は、1回乗車100円とする。
- (1) 小学生
 - (2) 別表第2に掲げる山口市福祉優待バス乗車証制度対象外の障害者及びその介護人（市長が介護人を必要と認める場合に限る。）
 - (3) 別表第3に掲げる児童福祉法の適用を受ける者及びその付添人（市長が付添人を必要と認める場合に限る。）
 - (4) 山口市福祉優待バス乗車証制度対象の70歳以上の者
（業務の委託）

第4条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた事業者コミュニティバス運行業務の一切を委託する。

2 運賃その他の収入は、前項の規定により委託した事業者の収入とし、運行経費に充当するものとする。

3 事業者の選定に当たっては、安全性、信頼性、効率性、適正、意欲等を考慮し決定する。

（運行システムの見直し）

第5条 運行システムの見直しは、山口市交通対策推進協議会（以下「交通対策推進協議会」という。）に諮り実施するものとする。

（ルートの本格運行化の要件）

第6条 運行経費に対する運賃収入割合の目標を、50パーセント程度とし、この目標

を達成した場合に当該ルートの本格運行化を検討する。

(ルートの新設、廃止又は変更)

第7条 現行ルートの内いずれかのルートの本格運行化した場合、交通対策推進協議会においてルートの新設を協議し、市長が決定する。

2 現行ルートにおいて、運行システム等の見直しを図った上で運賃収入割合等の改善が見込めないと認められたときは、交通対策推進協議会において、当該ルートの廃止又は変更を協議し、市長が決定する。

(沿線市民意見の反映)

第8条 前条の改善、改良の検討のため次の事業を行うものとする。

(1) 沿線市民の意見を反映するため、沿線市民の代表者で組織する沿線利用者協議会を設置する。

(2) フォローアップ調査の実施

(3) その他必要な事業

(沿線利用者協議会)

第9条 前条第1項第1号の沿線利用者協議会の参加者は、次に掲げる者とする。

(1) 利用者の代表

(2) 地区自治会連合会の代表者

(3) 沿線町内会長

(4) その他団体の代表者

2 沿線利用者協議会は必要に応じ開催する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は交通対策推進協議会で協議する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表

- 第1 身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1、2級所持の障害者
- 第2 身体障害者手帳4級から7級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級所持の障害者
- 第3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人（養護等のため乗車する場合に限る）で保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を所持している者